琵琶湖疏水記念館屋外テラス等使用申込書

　　年　　月　　日

（宛先）京都市公営企業管理者

上下水道局長

|  |  |
| --- | --- |
| （申込者）　住所： |  |
| 会社名・氏名： |  |
| 電話番号： |  |

本申込書の裏面に記載の注意事項を遵守しますので、下記のとおり使用を申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用期間・使用時間※準備・撤収時間も含む |  |
| 内容・目的 | ※　企画書等がある場合は併せて提出してください。※　別会場等での実績があれば、その様子が分かる写真、資料等を提出してください。 |
| 使用面積 | ㎡ |
| コンセントの使用※該当する項目に☑ | □　希望する（　　か所）　　　□　希望しない※使用料は１か所当たり５００円（日額・税込）です。 |
| 現場責任者氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 緊急連絡先 |  |
| 使用者数（運営従事者数） |  |
| その他（確認・伝達事項等） |  |

※　上記の項目のほか、必要と認める場合は、追加の資料提出や確認をお願いする場合があります。

提出先：s.koho@suido.city.kyoto.lg.jp（京都市上下水道局総務部総務課）

**（裏面の注意事項も御確認ください）**

注意事項

１　琵琶湖疏水記念館における賑わい創出に資すると認められる場合は、使用を承諾します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは使用を承諾しません。

⑴　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

⑵　周囲の住民の生活に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

⑶　琵琶湖疏水記念館の管理又は運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

⑷　政治活動又は宗教活動に使用されるおそれがあると認められるとき

⑸　その他使用を承諾することが不適当と認められるとき

２　既に承諾している場合や使用中の場合であっても、使用の実態が認められない等不適切と判断したとき又は災害その他やむを得ない事情があるときは、内容の変更又は使用承諾及び使用許可の取消しをさせていただくことがあります。この場合、それらに伴う損害補償は致しません。また、既にお支払いいただいた使用料は、京都市上下水道局公有財産及び物品規程第４条の２第３項ただし書に規定する場合を除き、還付しません。

３　使用に当たり、官公庁への必要な申請・届出等は事業者の責任において行ってください。

４　使用の際は、案内誘導に十分な人員を配置するなど、安全面の配慮を最優先に行ってください。

５　事業実施の際に生じた破損等については、実施事業者の負担で原状回復してください。その際の修復方法については、当局の指示に従ってください。

６　事業実施により生じる廃棄物については、当日のうちに持ち帰り、処分してください。

７　給水については、必要に応じて持参していただくか、当局職員又は記念館職員が指示する場所で行ってください。

８　排水については、当局職員又は記念館職員が指示する場所で行ってください。